

農業を始めたいという皆様に支援します

■新規就農者育成総合対策事業（国事業） ～ 独立・自営就農者を支援 ～



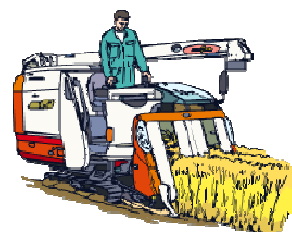
○経営発展支援事業（経営発展への支援）

- (1) 交付金額
補助対象経費の3/4（上限1,000万円） ※経営開始資金の対象者は上限500万円
- (2) 交付対象者
49歳以下で令和5年度または6年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者
※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者であること
※農業で生計が成り立つ計画を立てること（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等））
- (3) 交付対象経費
機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、機械リース料等
※初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること

○経営開始資金（資金面の支援）

- (1) 交付金額
12.5万円/月（150万円/年） ※最長3年間
- (2) 交付対象者
経営開始時に49歳以下の認定新規就農者
※新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市町村に認められた者
※前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下の者

■新規就農者等農業機械導入支援事業（市単独事業） ～ 新規就農者等の機械導入を支援 ～



- (1) 補助金額
補助対象経費の1/2（上限100万円）
※1台当たり20万円以上のものに限る
※補助額合計100万円を限度として何回でも交付を受けることが可能
- (2) 補助対象者及び期間
次のいずれかの要件を満たす者
・認定新規就農者で新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業資金）の交付を受けている者
・認定新規就農者で新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業資金）の交付期間終了後5年以内の者
- (3) 補助対象経費
稲作用及び園芸用農業機械の導入費用

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。